

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成30年2月8日(2018.2.8)

【公表番号】特表2017-509484(P2017-509484A)

【公表日】平成29年4月6日(2017.4.6)

【年通号数】公開・登録公報2017-014

【出願番号】特願2016-563257(P2016-563257)

【国際特許分類】

B 0 9 B 3/00 (2006.01)

B 0 9 B 5/00 (2006.01)

B 6 5 F 1/14 (2006.01)

C 1 0 B 53/00 (2006.01)

C 1 0 B 47/16 (2006.01)

【F I】

B 0 9 B 3/00 3 0 2 C

B 0 9 B 5/00 Z A B P

B 6 5 F 1/14 Z

C 1 0 B 53/00 A

C 1 0 B 47/16

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月19日(2017.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

家庭からのゴミを処理するための熱分解チャンバであって、
前記ゴミ用の容器であって、外壁、熱伝導性内壁、及び作動流体が配置される当該2つの壁の間の密閉された空隙を有する二重殻の密閉容器によって画定され、密閉された不活性な2相熱伝達システムとされた容器と、

前記密閉容器と熱的に接触している少なくとも1つの加熱要素と、を備える、熱分解チャンバ。

【請求項2】

前記密閉容器が、前記内壁から前記容器の内部空間の中へ延在する少なくとも1つの熱伝導性ピンを有する、請求項1に記載の熱分解チャンバ。

【請求項3】

前記少なくとも1つのピンが、中空であり、前記ピンの中空内部が、前記空隙と流体連通している、請求項2に記載の熱分解チャンバ。

【請求項4】

前記加熱要素が、電気加熱要素である、請求項1から請求項3のうちいずれか1項に記載の熱分解チャンバ。

【請求項5】

前記作動流体が、水、Dowtherm A、及びナトリウムのうちの1つである、請求項1から請求項4のうちいずれか1項に記載の熱分解チャンバ。

【請求項6】

家庭用の住居であって、前記住居で生じる廃棄物を処理するための熱分解ユニットを有

し、前記熱分解ユニットの生成物が、前記住居のエネルギー出力を生成するために燃焼される、住居。

【請求項 7】

前記熱分解ユニットが、前記家庭からの前記廃棄物用の容器を有する、請求項 6に記載の住居。

【請求項 8】

前記エネルギー出力には、暖房及び / 又は衛生用途のための加熱水供給源が含まれる、請求項 6 又は 請求項 7 に記載の住居。

【請求項 9】

前記熱分解ユニットの前記生成物が、合成ガス及び / 又はオイルを含む、請求項 6 から 請求項 8 のうちいずれか 1 項に記載の住居。

【請求項 10】

前記熱分解ユニットの前記生成物が、残留物を含み、前記熱分解ユニットが、前記残留物の処理を可能にするために下水道システムへの接続を有する、請求項 6 から 請求項 9 のうちいずれか 1 項に記載の住居。

【請求項 11】

前記熱分解ユニットの前記生成物が、更に第 2 の燃料と組み合わせて燃焼される、請求項 6 から 請求項 10 のうちいずれか 1 項に記載の住居。

【請求項 12】

前記熱分解ユニットの生成物を受容するように適合され、配管内を循環する水を加熱するために前記住居内に設置される前記配管に接続される、炉を含む、請求項 6 から 請求項 11 のうちいずれか 1 項に記載の住居。

【請求項 13】

前記熱分解ユニットが、請求項 1 から 請求項 5 のうちいずれか 1 項に記載の熱分解チャンバを有する、請求項 6 から 請求項 12 のうちいずれか 1 項に記載の住居。

【請求項 14】

家庭からのゴミを処理するための熱分解チャンバであって、
略円筒の容器と、
底部と、
蓋によって使用中に封止可能な開口した上端と、
前記容器の表面から前記ゴミの内部へ熱を導入するための、前記底部から上方に延在する複数のスパイクと、を有する、熱分解チャンバ。